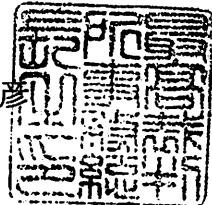


平成31年4月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成31年4月16日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、司法修習生に関する規則第3条の「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解されるところ、最高裁判所によって開示された文書は「秘密」の具体的な内容を何ら記載していないことからすれば、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習生に関する規則第3条の「秘密」の具体的な内容が書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成31年3月14日付で「修習生活へのオリエンテーション 平成30年11月」（以下「本件対象文書」と

いう。) を対象文書として特定し、その一部である「守秘義務」に関する項目（以下「本件開示部分」という。）について、開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「司法修習生に関する規則第3条の「秘密」の具体的な内容が書いてある文書（最新版）」については、「司法修習生に関する規則第3条に定められた守秘義務の前提となる「秘密」の具体的な内容が記載された文書（最新版）」と整理した。

イ 司法修習生に関する規則第3条は、裁判官、検察官及び弁護士が守秘義務を負うのと同様に、司法修習生にもこれを定めたものであるが、本件対象文書における本件開示部分以外に同条の「秘密」の具体的な内容を記載した文書を保有する必要性はない。

ウ よって、本件対象文書を対象文書として特定し、それ以外に本件開示申出文書が存在しないものとした原判断は相当である。